

令和6年分(令和7年度) 所得税確定申告 ・町県民税申告



Point ① 町会場での所得税確定申告、町県民税申告の申告相談は**事前予約制**です。

「**ネット予約**」または「**電話予約**」をしてください。

- ・予約をしないで来場された場合、対応しかねることがあります。
- ・重複して予約した場合、予約取消となることがあります。

Point ② 次の申告は税務署の会場で申告してください。町の会場では受付できません。

一時所得、配当所得、譲渡所得、準確定申告(亡くなった方の申告)、
住宅ローン控除(適用の初年分のみ)、繰越損失の申告、雑損控除、青色申告、
令和5年分以前の申告

申告相談

開設期間 2月17日(月)～3月17日(月) ※土日・祝日を除く

受付時間

午前の部		午後の部	
①9:00～9:30	④10:30～11:00	⑦13:00～13:30	⑩14:30～15:00
②9:30～10:00	⑤11:00～11:30	⑧13:30～14:00	⑪15:00～15:30
③10:00～10:30	⑥11:30～12:00	⑨14:00～14:30	⑫15:30～16:00

申告会場 役場3階第2会議室 特設会場

※松枝交流センター・総合交流センターでの開設は行いません。

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地

TEL 058-239-9921

瑞穂市野田新田3977-1

TEL 058-327-4030



住宅性能保証制度
登録店

総合建設業

安藤建設株式会社

☎058-388-0077

☎058-387-1515

お気軽に
お問い合わせ
ください。



予約方法



ネット予約



ネット予約は、町ホームページからいつでもできて便利です！
町公式LINEのトーク画面にも、予約フォームにとぶボタンがあります。

予約フォーム▶



受付期間 1月14日(火)～3月13日(木)

※希望日の2日前まで。希望日の前日と当日は電話予約のみ。

※予約状況により、受付終了前に締め切ることがあります。

受付時間 24時間対応

予約方法 ①町ホームページの予約フォーム(1月14日から公開)へアクセス
②申告する収入の種類を選択

町の申告会場で受付できる収入…事業収入、給与収入、不動産収入、雑収入
受付できない収入…株の配当や土地の売買などの収入

※住民税の0円申告をされる場合は税務課窓口で受け付けます。(予約不要)

- ③希望する日時を選択(8ページ「開設期間」「受付時間」参照)
④氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスなどを入力
※申告する方と来場者が違う場合は、来場者の氏名なども入力
※入力したメールアドレスに申し込み完了メールが届きます
⑤表示される連絡事項や当日の持ち物を確認
⑥予約番号「KASA-〇〇〇〇〇〇〇〇〇(数字8桁)」が表示されたら、予約完了
※予約の変更やキャンセルは、事前に電話(☎388-1112)でご連絡ください。
(受付:午前8時30分～午後5時15分※土日・祝日を除く)
※予約のキャンセルのみ、申し込み完了メールに記載のURLからも手続きができます。



電話予約



受付期間 1月20日(月)～3月17日(月) ※土日・祝日を除く

受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※最終日の3月17日は午後3時まで

- 予約方法** ①役場税務課 ☎388-1112 に電話し、「申告の予約をしたい」旨を伝える
②予約担当者に予約情報を伝える
※(ア)→(イ)→(ウ)の順番にお伝えください。
(ア)申告者(申告する方)の氏名、住所
(イ)来場者(当日会場にお越しになる方)の氏名、住所、電話番号
(ウ)予約者(電話をかけているご本人)の氏名、住所、電話番号
③お伝えする予約番号をメモする
※予約の変更やキャンセルは、事前に電話でご連絡ください。
(受付:午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日を除く)

所得控除の確認をお忘れなく!

所得控除とは、課税の対象となる所得金額から一定の金額を差し引く仕組みのことです。控除の対象者が必要書類を添えて申告することで、課税対象の所得が減額されて税額も減りますので、申告をする前に所得控除についても確認しましょう。

なお、次の3つの所得控除は事前に書類を作成したり、担当窓口で交付申請する必要がありますので、早めの準備をお願いします。



書類の準備が必要な所得控除

	医療費控除 (①②どちらかを選択)		要介護認定を受けている方の 障害者控除	空き家の譲渡所得 特別控除の特例
	①医療費控除	②セルフメディケーション税制		
要 件	医療費が10万円(総所得金額等が200万円未満の場合はその所得等の5%)を超えた場合	対象の医薬品購入費が12,000円を超えた場合(健康の保持や増進、疾病の予防など一定の取り組みを行っていること)	障がい者などに準ずる方(65歳以上で介護認定を受けている方のうち、障害者手帳の交付を受けておらず、町要領の規定に該当する方)	「相続した空き家」や「相続した空き家を取り壊した後の土地」を売却した場合 ※注2
申告の 添付書類	医療費控除の明細書 ※明細書は、病院の領収書や薬局のレシートから、ご自身で作成してください。	特定一般用医薬品等 購入費の明細書 ※注1	障害者控除対象者 認定書	被相続人居住用家屋等 確認書
申告 できる方	医療費・医薬品購入費を支払った本人または生計を一にする配偶者やその他親族		「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方またはその方を扶養している方	相続した空き家や土地を売却した相続人
担当窓口	税務課 ☎388-1112		健康介護課 ☎388-7171	建設課 ☎388-1117

注1:特定一般用医薬品等購入費の対象となる医薬品については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

注2:適用要件などは、国税庁のホームページをご参照ください。



▲注1

特定一般用医薬品等の対象となる医薬品
(厚生労働省ホームページ)



▲注2

被相続人の居住用財産(空き家)を売ったときの特例
(国税庁ホームページ)



☎税務課 ☎388-1112

従業員大募集

予

消防

犯

株式会社三田防災

〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2

TEL 058-388-0607

0120-119-073

消防設備・防災用品・防犯設備

つみきとえいご

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66

TEL:058-387-9155

http://www.tsumiki.ed.jp

当てはまる方はご確認ください

■ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用している方

ワンストップ特例制度を申請していても、医療費控除などで確定申告をするとワンストップ特例制度が無効となり、町県民税の寄附金控除が適用されません。確定申告をする方は、寄附先の自治体から発行される「寄附金受領証明書」などを添付し、忘れずに寄附金控除も申告しましょう。

■ 税務課 ☎388-1112

■国民健康保険に加入している方

「医療費のお知らせ」通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。「医療費のお知らせ」通知の送付には、受診から3~4か月かかりますので、確定申告の時期に間に合わない11月と12月診療分は、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付してください。

■ 住民課 ☎388-1115

会場に行かずに申告できる方法があります

確定申告は国税庁ホームページ[e-Tax]で

e-Taxとは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を税務署へ電子送信することができる国税電子申告・納税システムのことです。

また、マイナンバーカードとカードの読取機能があるスマートフォンがあれば、マイナポータル連携を利用してふるさと納税、地震保険料などの情報をまとめて取得して申告書に自動入力できます。

町県民税の申告書作成は町ホームページで

町ホームページの「笠松町 町民税・県民税の税額試算・申告書作成コーナー」では、源泉徴収票の内容(収入金額や所得控除など)を入力することで町県民税の申告書を作成することができます。作成した申告書を役場税務課に郵送または窓口へ提出すれば、申告会場に行かなくても申告できます。(電子申告・メールによる提出はできません。)

令和6年分の「申告書作成コーナー」は1月上旬から利用できます。

申告書を自宅で作成・送信(郵送)すれば、事前予約をしたり申告会場に出向くことなく申告を済ませることができます。ご自宅で申告書を作成してみませんか？

国税庁ホームページ

確定申告書等
作成コーナー



町ホームページ

町民税・県民税の
税額試算・申告書作成コーナー



■ 税務課 ☎388-1112

税務署からのお知らせ

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印は押しませんので、申告書等の正本(提出用)のみの提出(郵送)をお願いします。



税金に関するお知らせ

13年経過した軽自動車をお持ちの方へ

軽自動車税種別割の税額をご確認ください

最初の新規検査から13年以上経過した軽自動車(電気自動車などは除く)には、重課税率が適用され、次の金額となります。



種 別		年 税 額		
		最初の新規検査年月		
		重課税率適用 平成24年3月31日以前	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	平成27年4月1日以降
四輪乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
四輪貨物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
	自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※廃車・住所変更・名義変更を行った場合は、軽自動車検査協会事務所で軽自動車の異動手続きが必要です。

償却資産をお持ちの事業主の方へ

固定資産税の申告が必要です

11月下旬に償却資産(固定資産税)の申告書を郵送しましたが、対象資産をお持ちで申告書が届いていない方のご連絡ください。

対象者 1月1日現在、町内で事業(工場、商店、駐車場、アパート、発電量10KW以上の太陽光パネルによる売電など)を営んでいる方で償却資産(土地・家屋以外の事業用資産)を所有している方

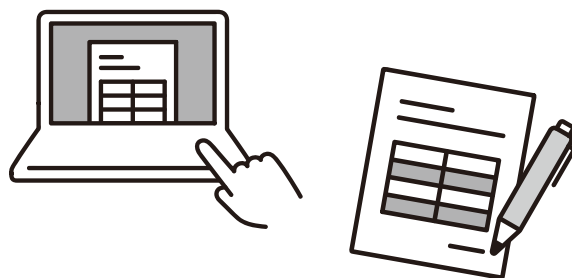
償却資産の例

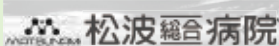
- ・構築物(フェンス、舗装路面など)
- ・機械(建設用重機、太陽光発電設備など)
- ・器具、備品(コピー機、パソコンなど)

提出期限 1月31日(金)

※電子申告や郵送による提出もできます。

問税務課 ☎388-1112



**松波総合病院**
HOSPITAL MATSUNAMI

関連施設

- ・まつなみ健康増進クリニック
- ・人間ドック・健診センター
- ・人工透析センター
- ・まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- ・松波総合病院介護老人保健施設
- ・まつなみ訪問介護ステーション
- ・まつなみ訪問看護ステーション
- ・松波総合病院居宅介護支援事業所
- ・まつなみケアプランセンター

☎058-388-0111(代)

<http://www.matsunami-hsp.or.jp>

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1

TEL 058-388-1006

FAX 058-388-0765